内閣衆質二〇九第二号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員櫻井周君提出予備自衛官制度の充実に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出予備自衛官制度の充実に関する質問に対する答弁書

一について

フレ り、 予備自衛官及び即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するため きる制度を設けるとともに、 いう。)として必要な人材を確保するため、 防衛省・自衛隊においては、予備自衛官、 予備自衛官等制度の充実を図っている。 ット等を活用した予備自衛官等の募集にも取り組んでいるところ、 当該制度に係る訓練招集手当及び予備自衛官補 また、 予備自衛官補から予備自衛官を経て即応予備自衛官に任用で 即応予備自衛官及び予備自衛官補 退職予定の自衛官及び一般の方に対するSNSやパン 引き続き、 の教育訓練招集手当の の給付金制度の導入等によ (以下「予備自衛官等」と 幅広い国民 年齢層か 増

について

ら予備自衛官等として必要な人材を確保するよう努めてまいりたい。

自衛官等は国家公務員であるところ、 お尋ねについては、 国会に関する事柄であることから、 国会議員の兼職については、 政府としてお答えする立場にない。 国会法 (昭和二十二年法律第七十 なお、 九 予備 号

第三十九条において、

「議員は、

別に法律で定めた場合を除いては、

その任期中国又は地方公共団